

(様式 2)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	牧之原市

牧之原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業経済部お茶特産課
所 在 地 牧之原市相良 2 7 5 番地
電 話 番 号 0 5 4 8 - 5 3 - 2 6 2 1
F A X 番 号 0 5 4 8 - 5 2 - 3 7 7 2
メールアドレス tokusan@city.makinohara.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	令和8年度～10年度
対象地域	牧之原市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		面積	金額
イノシシ	稲	63 a	660 千円
	いも類	7 a	918 千円
計		70 a	1,578 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシによる農作物被害は、市内山間部に多くあったが、近年旧相良町地域でも農作物被害、出没が見受けられる。水稻への加害が拡大しており、集落や通学路への出没も確認され、人的被害のおそれもある。また、茶園をはじめとする農地の踏み荒らしや掘り起こしは、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の拡大が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	70 a	1,578 千円	63 a	1,420 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会へ有害鳥獣駆除業務委託し、被害防止目的の捕獲を実施 ・ 猟友会へイノシシ捕獲用機材や無線機を貸出	・ 猟友会会員の高齢化による捕獲の担い手不足 ・ 新規狩猟免許取得者の確保 ・ 農家によるわなの見回り等地域ぐるみの捕獲支援体制の構築
防護柵の設置等に関する取組	・ 牧之原市野生鳥獣被害防除設備設置事業費補助金による農業者への支援 ・ J Aハイナンによる電気柵の貸出及び購入助成	・ 適切かつ効果的な防護柵の設置に必要な技術や知識の不足
生息環境管理その他の取組	なし	なし

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止対策協議会を中心に、地域ぐるみでこの問題に対処し、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指し、下記の取組により被害軽減を図る。

捕獲（猟友会による被害防止目的の捕獲）と防護（農業者による侵入防止柵等の設置）の両面から、計画終了年度の被害軽減目標を、令和6年度被害値から約10%減の63a、1,420千円とする。

- ① 被害状況の把握
 - ・ 農業者への聞き取りによる鳥獣被害実態調査の実施
- ② 鳥獣被害対策の周知
 - ・ 住民参加の現地研修会や勉強会の開催
- ③ 地域の取組支援
 - ・ 地域懇談会の開催等による地域を主体とした取組への合意形成
 - ・ 地域住民が主体となった野生鳥獣を寄せ付けない集落づくり

- ④ 野生鳥獣が好む環境の削減
 - ・耕作放棄地の解消促進
 - ・放置果樹等の除去指導
- ⑤ 効果的な防護柵等の設置
 - ・住民主体の防護柵設置に対する支援
 - ・防護柵設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理
- ⑥ 猟友会との連携
 - ・鳥獣の出没情報や被害情報の共有
 - ・有害鳥獣捕獲等報償金による捕獲者の支援
- ⑦ 近隣市町及び県との連携強化
 - ・近隣市町との被害情報や効果的な被害対策の情報共有
 - ・志太榛原地域鳥獣被害対策連絡会への参加

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ① 市内の土地を熟知している牧之原市猟友会との連携を密にし、広域のかつ迅速な捕獲ができる体制を整える。
- ② 狩猟免許試験等の広報・情報提供により、狩猟免許取得を促進し、捕獲の担い手の確保を図る。
- ③ 緊急銃猟等に備えてライフル銃を所持する者は、必要な許可を取得した上で、適切に管理する。
- ④ 講習会など、実働訓練の機会がある場合、必要な技術の維持向上のため、積極的に参加を促す。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 ～ 10 年度	イノシシ	① イノシシ捕獲に対する報償金交付による捕獲者への支援 ② 捕獲機材の貸出による捕獲者への支援 ③ 農業者への狩猟免許取得の啓発

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績（令和 4 年度 214 頭、令和 5 年度 400 頭、令和 6 年度 285 頭）に基づき、捕獲計画数を令和 8 年度 270 頭、令和 9 年度 270 頭、令和 10 年度 270 頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	300 頭	300 頭	300 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
わな及び銃器による被害防止目的の捕獲を通年で行う。 また、被害報告や捕獲依頼に応じて、猟友会による捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
原則行わないが、緊急的な状況等、必要性がある場合のみライフル銃を用いた捕獲を検討する。なお、特定ライフル銃の使用もライフル銃と同様の扱いとする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	イノシシについては、静岡県事務処理の特例に関する条例第2条により県知事から市長へ被害防止目的の捕獲許可権限を委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	① ワイヤーメッシュ柵や電気柵整備に対する市補助金やJA助成金の交付	① ワイヤーメッシュ柵や電気柵整備に対する市補助金やJA助成金の交付	① ワイヤーメッシュ柵や電気柵整備に対する市補助金やJA助成金の交付
	② 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模柵整備の検討	② 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模柵整備の検討	② 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模柵整備の検討

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	設置後の見回り、 放置果樹等の除去 指導	設置後の見回り、 放置果樹等の除去 指導	設置後の見回り、 放置果樹等の除去 指導

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
		なし

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

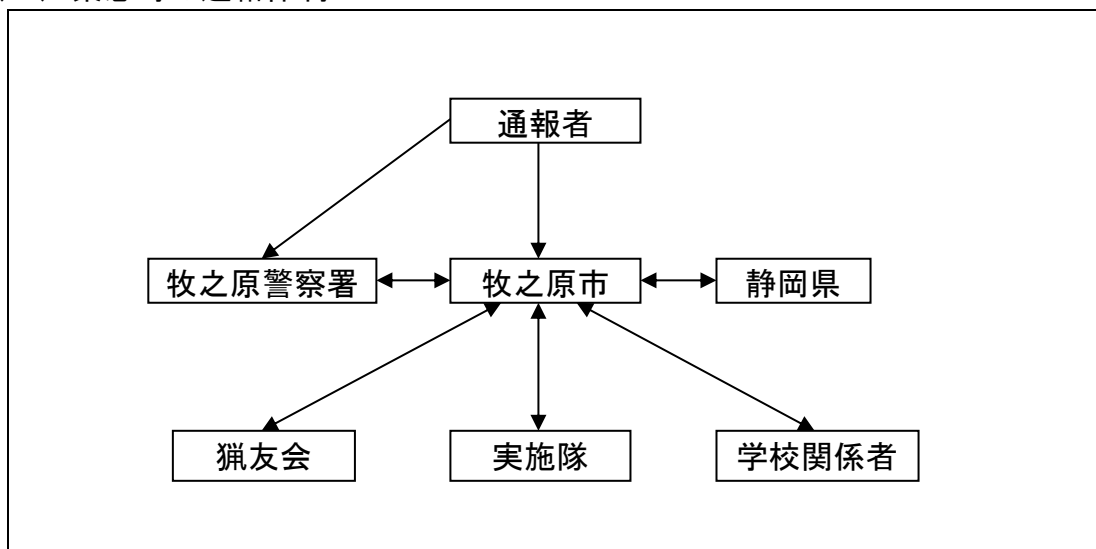
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	対処に関する市への助言
牧之原警察署	状況確認、パトロール
牧之原市猟友会	パトロール
牧之原市鳥獣被害対策実施隊	パトロール、緊急的な捕獲、追払い
牧之原市	状況確認、各関係機関との連絡調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は速やかに埋却処分することを原則とするが、学術研究または関係法令を遵守し、静岡県の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」等を参考とした上で利活用する場合はこの限りではない。また、捕獲後の処分について、捕獲者の負担軽減や適正な処理を鑑みた埋却場や処理施設の設置について検討を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲者の自家消費
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	牧之原市鳥獣被害防止対策協議会
--------	-----------------

構成機関の名称	役割
牧之原市お茶特産課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整
牧之原市農業委員会	鳥獣被害関連情報の提供
J Aハイナン	鳥獣被害関連情報の提供、鳥獣被害対策の助言
牧之原市猟友会	鳥獣被害関連情報の提供、被害防止目的の捕獲の実施
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣被害関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
自治会の代表	鳥獣被害関連情報の提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	鳥獣被害関連の情報提供や被害対策の情報提供及び助言、指導を行う

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

野生鳥獣による農林水産業等の被害防止施策を実践するため、平成31年4月1日から牧之原市鳥獣被害対策実施隊を設置した。

構成員は、捕獲者16名と牧之原市お茶特産課員4名の合計20名である。

活動内容は、鳥獣被害防止施策に関する勉強会の開催や、地域住民による防護柵の整備及び管理に関する助言指導、農林水産業等の被害状況を把握するためのパトロール等を主とする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

志太榛原地域鳥獣被害対策連絡会に参加し、近隣市町との連携を強化する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

他地域の鳥獣被害防止の取組においては、猟銃の誤射やわなにかかったイノシシによる噛みつき、追い払い用の花火の暴発、不適切な電気柵の設置による感電事故等、様々な危害が発生している。

これらを防止するため、静岡県志太榛原農林事務所や牧之原警察署等と連携し、各種法令に基づく安全確保のための正しい知識の普及・注意喚起等を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。